



五城目町都市計画マスタープラン(概要版)

平成23年5月策定

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、五城目町の将来像を実現していくために必要となる、都市計画に関する基本的な方針である。

本計画では、まちづくりの将来ビジョンを確立するとともに、都市計画に関わる具体的かつ総合的な整備方針を定めることを目的としており、都市計画区域が指定されている全ての市町村において策定することが必要となっている。

人口増加を背景に策定されているこれまでの「五城目町都市計画マスタープラン」を見直し、改めて少子高齢化や環境問題、ライフスタイルの変化などに対応した「五城目町都市計画マスタープラン」を改定することとなった。多様化するニーズに対応しながら、地域特性を踏まえた独自性のある計画としていく必要がある。この「五城目町都市計画マスタープラン」では、住民の意見を取り入れながら、実効性の高い計画づくりをめざす。

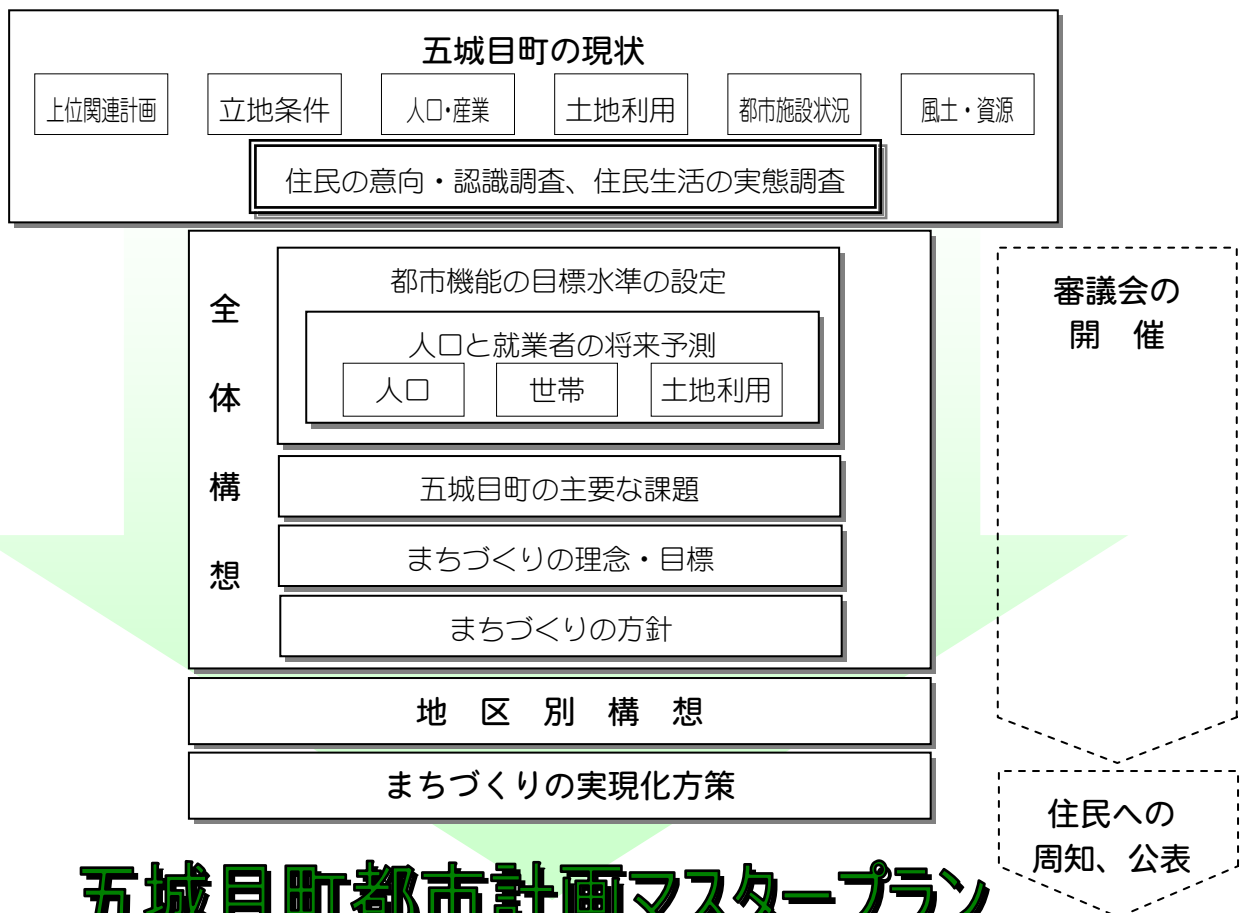
目標年次

計画の目標年次は、おおむね 20 年後の平成 42 年（西暦 2030 年）とする。

なお、都市計画に関わる情勢の変化や住民のまちづくりに関する意向の変化などにあわせ、適宜見直しを図っていくものとする。

都市計画マスタープランの構成

本計画策定の流れは、次のとおりである。



五城目町都市計画マスタープラン

2. まちづくりの目標

まちづくりの基本理念

伝統とにぎわいが共生する

心やすらぐ 自然の郷 五城目

五城目町の財産は、500年もの歴史をもつ朝市、まちの約8割を占める山林と原野、まちのシンボル森山や馬場目岳、またまちの中心地を流れる馬場目川の清流と広大で豊かな田園などであり、そのようなまちの魅力を高める必要がある。五城目町では周辺地域と共生したまちづくりが進められていることから、今後とも、すばらしい歴史と伝統を守り引き継ぎ、心やすらぐ自然の郷づくりを進めていく。

まちづくりの目標

基本理念実現のため、5つの目標を設定しました。

にぎわい

活気あふれる五城目町としていくための源の創出

- ①道路交通整備の方針 (各地をつなぐ骨格づくり)
- ②市街地活性化の方針 (にぎわいの拠点づくり)
- ③観光レクリエーションの方針 (交流の拠点づくり)

自然

豊かな緑に囲まれ、癒される環境の創出

- ①自然・地域の資源を活かす方針 (農地や森林の保全と学ぶ場としての活用)
- ②公園・広場の整備方針 (癒しの拠点づくり)

伝統

伝統を活かした産業の育成

- ①伝統ある産業を活かす方針 (産業の拠点づくり)
- ②景観形成の方針 (地域の魅力を高める景観づくり)

やすらぎ

くらしやすい空間の創出

- ①都市環境整備の方針 (歩いてくらせるまち・ECOなまち)
- ②住環境整備の方針 (市街地・集落地)
- ③公共公益施設整備の方針 (医療・福祉・処理施設等)
- ④防災まちづくりの方針 (災害対策)

心

住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出

- ①教育・人づくりの方針 (人づくり・思いやりのある、もてなしの心の育成)

将来都市像

■にぎわいと自然の基盤（ゾーン）

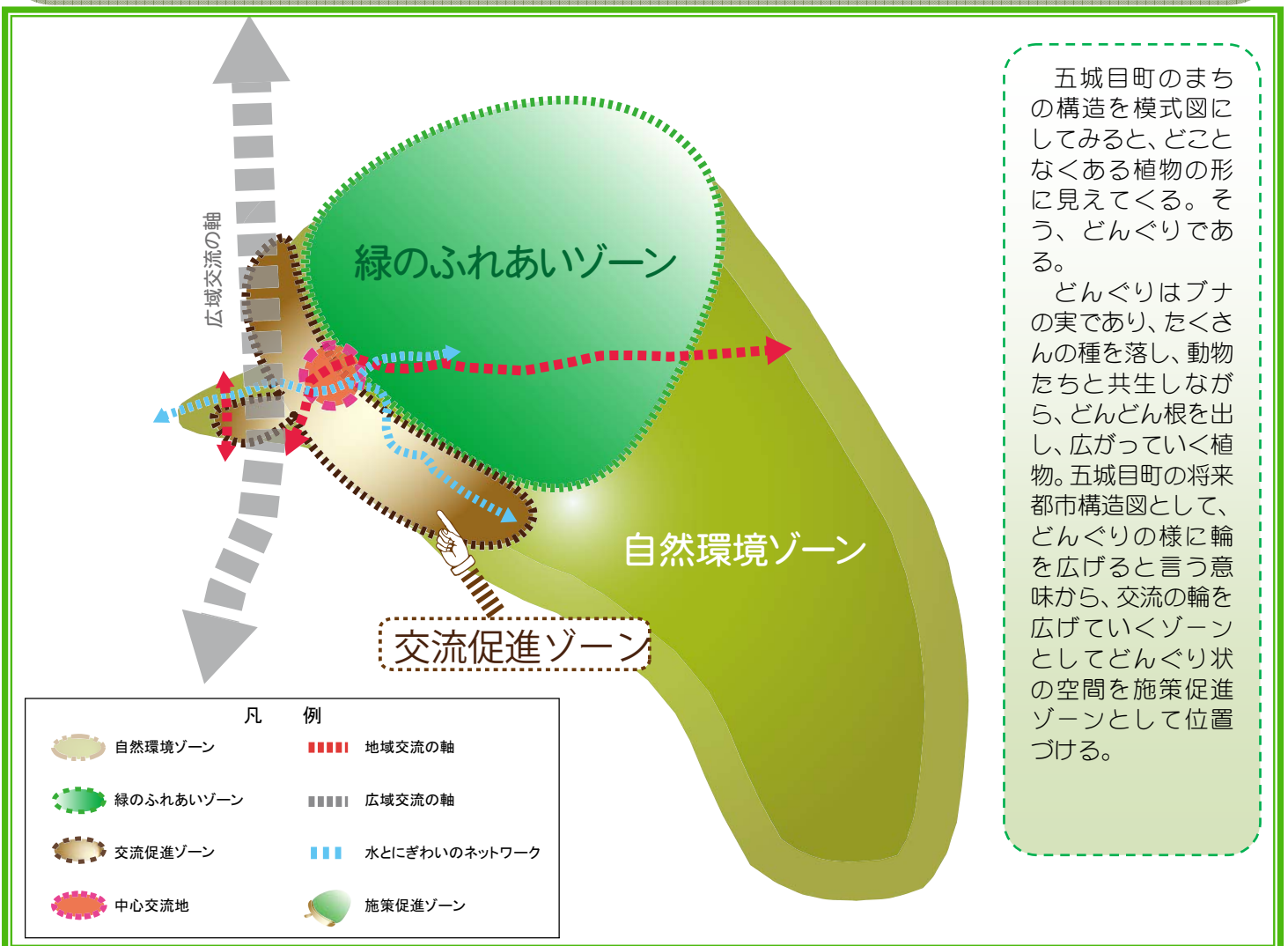
- ・自然環境ゾーン
山地・森林エリアを「自然環境ゾーン」とし自然環境を守り維持する空間と位置づける。
- ・緑のふれあいゾーン
森や県立自然公園を始め、観光や自然の中で遊べる空間を有しているエリアやリゾートラインとして県北方面と繋がるエリア自然を活かしたふれあい空間と位置づける。
- ・交流促進ゾーン
集積している市街地の繋がりや結びつきなどから人々の交流が考えられる空間を「交流促進ゾーン」として、観光客や住民が交流する空間と位置づける。

■にぎわいと自然の拠点

- ・中心交流地
中心的な場所（朝市や商店が並ぶ中心市街地）を「中心交流地」としてにぎわいのまちづくりを進めるエリアと位置づける。

■地域間交流の軸

- ・広域を結ぶ交流の軸
交通網は地域と地域を結び付ける欠かせない軸である。他都市との交流もまた、この軸より生まれる。この軸を地域間交流軸と位置づける。秋田自動車道やJR奥羽本線は「広域交流の軸」とし、町内の主要路線（国道7号・285号）を「地域交流軸」とする。
- ・水とにぎわいのネットワーク
河川沿道に住宅地が集積していることなどから、馬場目川中心に「水とにぎわいのネットワーク」とし、五城目町のにぎわいを形成する軸として位置づける。

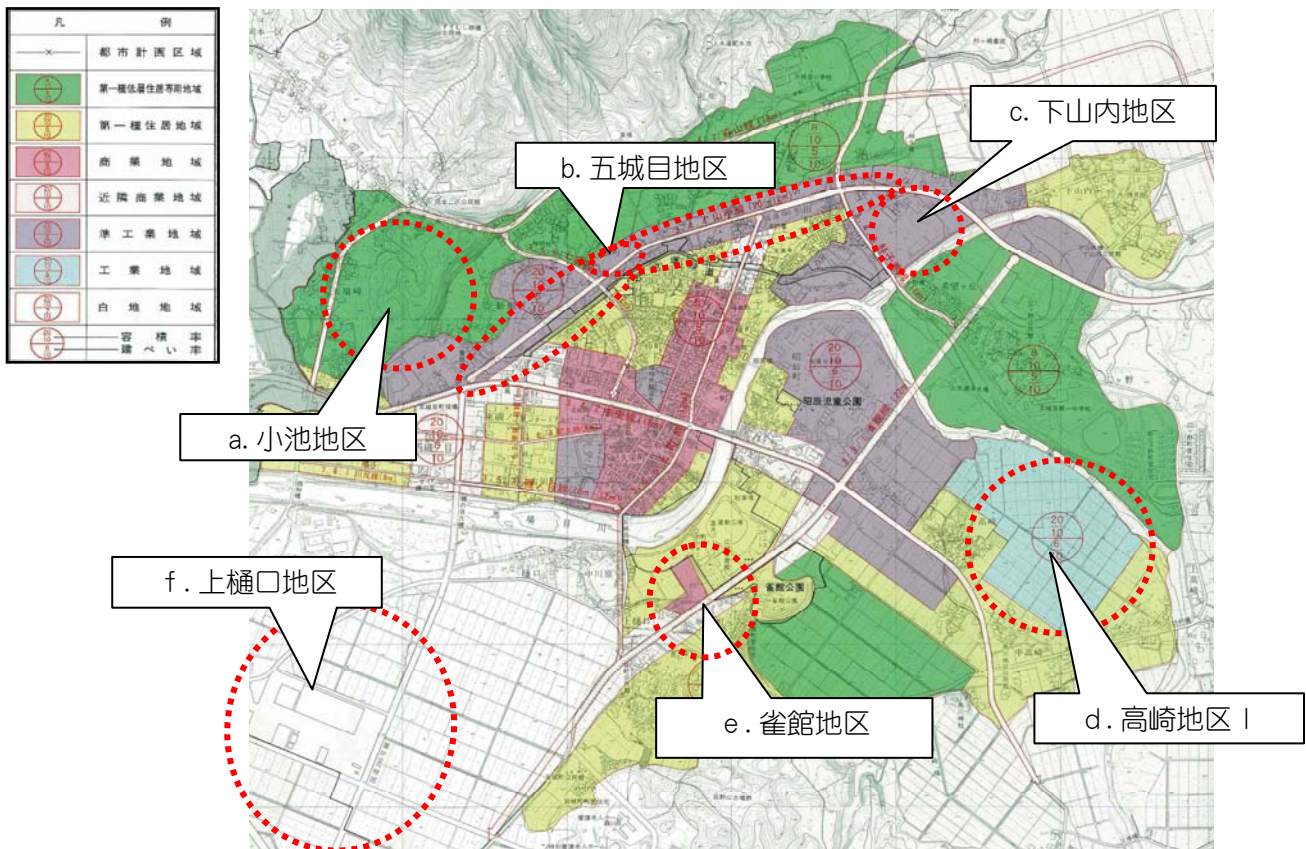


3. まちづくりの方針(全体構想)

土地利用の方針

<用途地域指定の方針>

今後、新たな土地需要が過大に発生する可能性は少ないと考えられることから、基本的には各エリアの土地利用の方針を踏まえ、現在の用途地域を基本的に維持する。なお、用途地域と実際の土地利用のされかたに乖離が生じている地区、都市的土地利用がなされていない（未利用地）となっている地区などを中心に、コンパクトなまちづくりなどの視点から、用途地域の見直しを検討する。第3章で抽出した土地利用現況の課題を踏まえ、以下に優先度が高い用途の見直し候補地を挙げ、今後の考えられる方針を設定した。



- a : 現在都市的土地利用がなされていないことから、用途の解除に向けて検討を行う。
 - b : 土地利用の混在の解消や周辺の良い住環境の保全のため、商業系用途などへ向けた見直しを行う。
 - c : 土地利用の混在の解消や周辺の良い住環境の保全のため、土地利用の現況を踏まえ商業系や住宅系用途などへ向けた見直しを行う。
 - d : 現在工業地域が設定されており、今後の2次産業（工業系）の需要については将来を見通した上で用途の規模縮小の方向性で、用途見直しを行う。
 - e : 現在商業系の土地利用がされていない。隣接の用途に合わせた住宅系用途などへの用途見直しを行う。
 - f : 上樋口地区周辺は、大型商業施設が用途地域外に立地しており、商業施設として町の中心的な施設となっている。国道 285 号沿いで五城目町の玄関として都市的土地利用の需要もあることから、商業系や住宅系用途などの適用等を含めた用途の見直しを行う。
- なお、コンパクトシティの考え方より、全体としては、用途地域の面積を拡大しない方向で見直しを行う。

<地域の特性に応じた土地利用の分類（ゾーニング）>

各地域の特色を活かして、4つのゾーニングを行い「伝統とにぎわいが共生する 心やすらぐ 自然の郷 五城目」にふさわしい良好な定住環境の整備や産業振興の促進を図っていく。

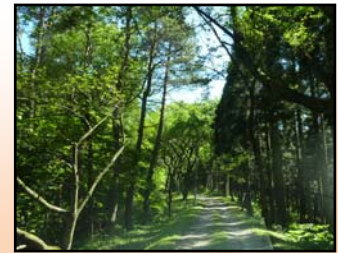
① 自然環境エリア

森林は、水源を豊かに保つとともに、土砂災害防止や大気浄化といった効果があり、人間や動植物の生活に関わる様々な機能を持つため、将来とも自然環境を守り伝える。特に、森山、太平山県立自然公園の一部をなす馬場目岳などの維持保全を図ることにより良質な自然を守り伝え、森林の魅力や快適性をより実感できるエリアとして活用を図る。



② 緑のふれあいエリア

緑のふれあいエリアについては、地元農業を支えるエリアとして、田園や山並みは五城目町の風景を印象づける大きな要素として積極的に保全・活用する。緑を活かした産業とともに、森山、五城目さわやかウォーキングコースや登山道などの整備や維持を図ることにより利用を促進し、森林の魅力や快適性をより実感できるエリアとして魅力を発信する。



③ 集落エリア

集落エリアにおいては、生活排水処理施設や、農村公園、生活道路の整備により住みやすい居住環境を形成する。また、現在の定住環境の維持、保全を基本としながら、若年層を中心とした人口の回復、地域活性化を考慮し、地域特性に応じた住環境の形成を図る。一方、古くから集落が形成されている地区については、狭い道路があるため、建替え時におけるオープンスペースの確保などにより、防災性の向上に努める。



④ 交流促進エリア

集積している市街地の結びつきなど、人口の交流をより一層深め、自然環境との調和を図り、緑豊かな空間を創出しつつ、都市計画事業や公共施設、宅地造成、企業の誘致を進め、地域に活力を与える都市機能の形成を図る。

●住宅地

既存市街地においては、狭い道路の改善や歩いて行ける公園の整備を行いながら、良好な住宅・住宅地を供給し、景観や街並みに配慮した快適な住環境の形成を図る。土地区画整理事業により計画的に整備された住宅地や、馬場目川周辺の住宅地は、現在の良好な住環境を保全していくために、地区計画等の活用を進めていく。市街地周辺で開発された住宅地については、低層住宅としての住環境を確保する。

●商業地

市街地中心部の商業地については、住民の日常的な買い物や交流の場として、魅力ある商業施設の誘導、駐車場の配置やバリアフリーの歩道整備など、買い物がしやすい環境整備を図る。また、観光との連携を図り、朝市や酒蔵などの歴史的街並みを活かしたイベント開催や、朝市通りに赤レンガ倉庫の再整備や来町を歓迎するアーチの設置による観光客の誘導など交流の促進をしつつ、個性豊かな地場製品の販売を推進する。また、郊外に大型商業施設が立地していることから、適切な役割分担を進め、中心市街地の商業と互いにぎわいを創出出来るような商業地の形成を図る。

●商業地

昔ながらのまちの魅力や個性を伝える産業として、後継者育成の支援や労働環境の改善などを促進する。また、企業施設の新設にあたっては、環境と景観に配慮するとともに、官民との連携による生産機能の強化を推進する。地場産品を主とする工業施設では、地元農家や研究機関との連携を推進する。



<都市機能・都市構造に関する方針>

『にぎわい』

～訪れたい、また期待、にぎわいのある
まちづくりを進める～

①道路整備の方針

◆道路網の整備方針

都市機能の維持及び増進を図るため、適切な整備を図る。(都市計画道路の見直し)

- 1) 広域幹線道路：周辺地域と結ぶ道路整備
- 2) 地域幹線道路：まちの骨格となる道路整備
- 3) 地域交流道路：地域内の交流を進める道路整備
- 4) 地域らしさを感じるみちづくり

◆交通ネットワーク

周辺都市と協力しながら、鉄道・バスなどの公共交通機関の連携を充実させ、身近な場所から広域圏まで移動できる総合交通ネットワークの構築を検討する。

- 1) 鉄道：利便性の確保
- 2) バス：充実と鉄道利用への補完
- 3) 身近な足としての公共交通機関の確立
- 4) 交通拠点の環境向上

②市街地活性化の方針 (にぎわいの拠点づくり)

◆中心市街地の活性化

◆郊外の大規模店舗との連携

③観光レクリエーションの方針 (交流の拠点づくり)

◆観光レクリエーション資源のネットワーク化

『伝統』

～伝統と趣のある街並みを活かした質の
産業づくりと活気あるまちづくりを進める～

①伝統ある産業を活かす方針 (産業の拠点づくり)

■市街地

伝統工芸が立地している場所を「職人の町」として位置付けを行い活かし継承していく。

歴史と伝統を活かし、にぎわいと活力の源をつくり、商業・業務機能の強化と併せて、雇用の創出にも努める。

■郊外部

地場産業として農林業施策と連携しながら美しい農地・森林を守り活かしていく。

②景観形成の方針 (地域の魅力を高める景観づくり)

■自然を活かした景観づくり

- 1) 山並みを活かした景観
- 2) 田園の環境・景観づくり
- 3) まちなかの景観づくり

『自然』

～魅力ある豊かな自然を守り活かしていく～

①自然・地域の資源を活かす方針 (農地や森林の保全と学ぶ場としての活用) 自然を保全し共生した街並みを形成する。

◆山並みの保全と活用。

◆田園の環境の保全と活用。

◆水辺空間の保全と活用。

②公園・広場の整備方針 (癒しの拠点づくり)

計画的に公園の改修や喜ばれる公園の整備等を進める

◆まちなかのにぎわい広場づくり。

◆地域の環境を高める公園づくり。

◆緑とせせらぎのネットワークづくり。

『やすらぎ』

～利便性が良く、誰もが安心してくらせる
生活環境づくりを進める～

①都市環境形成の方針

◆歩いてくらせるまちづくり

・狭い道路の改善や危険箇所のバリアフリー化。

◆コンパクトで質の高いE C Oな都市づくり

・行政機能や商業・業務機能の集積を図る。

・環境リサイクル活動の推進やまちの省エネルギー化したエコタウン化を推進する。

②住環境整備の方針 (快適な生活環境づくり)

◆市街地

・快適なゆとりとうるおいの住宅地の形成。

・様々なライフステージに対応した住宅の供給。

・歴史・文化の資源を活用した住環境の形成。

・中心市街地の活性化とともに定住促進。

・高齢や若年ファミリー層向けに、良質な町営住宅の提供。

◆集落地域

・生活基盤の整った住宅地としての整備を図り、自然豊かな街並みを育てていく。

③公共公益施設整備の方針

(心やすらぎ健やかに暮らせるまちづくり)

◆公共施設

・広域的な利用や連携促進。

・少子高齢化社会を支援する施設の充実。

・安心できる医療の確保。

・地域の教育や活動の充実。

・五城目町の文化や歴史を伝える交流施設の充実。

・上水道：安全で安心して飲める上水道の安定供給。

・下水道：関連公共下水道事業や合併処理浄化槽整備事業等を推進。

- ・火葬場：既存施設の適正な維持管理。
- ・し尿処理施設：規制基準を遵守、適切な維持管理。

「心」

～住む楽しみ、くらす喜びが持てるまちの創出～

①教育・人づくりの方針

◆まちづくりにおける人づくり

1) まちづくり教育：校、職場、地域など様々な場で人権教育や心の教育を推進。

◆思いやりのある、もてなしの心の育成

2) 思いやり、もてなしの心から始まる、まちづくりにおける人づくり：人と人との優しさを提供しあえるまちづくりを目指す。もてなしのあるまちの形成を図る。

④防災まちづくりの方針（災害に強いまちづくり）

◆災害対策

- 1) 豊かな自然の恵みと厳しさに配慮した安全・安心な町：山崩れなどの山地災害や洪水・土石流などの水害を予防。
- 2) 災害に強い都市整備の促進：老朽化した建物や木造住宅の耐震化・不燃化。公的な施設の耐震調査を実施。災害の拡大を未然に防ぐ都市設備を充実。
- 3) 地域防災拠点の整備・充実
- 4) 誰にでもやさしい安全・安心な町

4. 地区まちづくりの方針（地区別構想）

地区別構想では、身近な地区ごとのまちづくりの方向を示す。

地区別まちづくりの方針

◎森山地区まちづくりのテーマ

『森山の自然を活用した魅力ある住みよいまち』

☆まちづくりの基本方針

- ・五城目町の魅力でもある自然環境を維持・保全していくとともに、みどりの大地に抱かれた住みよい住環境の形成をめざす。
- ・農地法等の適切な運用のもとに、無秩序な土地利用転換の抑制を図る。

◎内川地区まちづくりのテーマ

『湯ノ越温泉と森の恵みと共に暮らすまち』

☆まちづくりの基本方針

- ・貴重な温泉に資源などを活かし、情報発信や広域的な交通網により温泉など利用の向上を目指し、自然の恵みと共生する快適で住みよいまちづくりをめざす。
- ・医療施設や買い回りなど生活に密着した都市機能の集積を図り、生活利便性の向上をめざす。

◎大川地区まちづくりのテーマ

『良好な田園と交通網を活かし周辺町村が交流するまち』

☆まちづくりの基本方針

- ・交通網を活かし周辺市町村との連携を強化し、五城目町内外の人々が楽しく交流できるまちをめざす。
- ・駅へのアクセス性の向上や、交通ネットワークの重視と乗り換えしやすい環境の整備を検討する。

◎富津内地区まちづくりのテーマ

『北秋田と十和田湖方面との架け橋となる交流のまち』

☆まちづくりの基本方針

- ・広域的な交通網の発展により鹿角市や北秋田市との交流や結び付きの強化や、道の駅など利便性を活かし、自然の恵みと共生する、快適で住みよいまちづくりをめざす。
- ・市街地から最も近い温泉地があるなど積極的にアピールし利用の促進を図る。（観光資源の活用）

◎五城目地区まちづくりのテーマ

『朝市のにぎわいと憩いが共存する住みよいまち』

☆まちづくりの基本方針

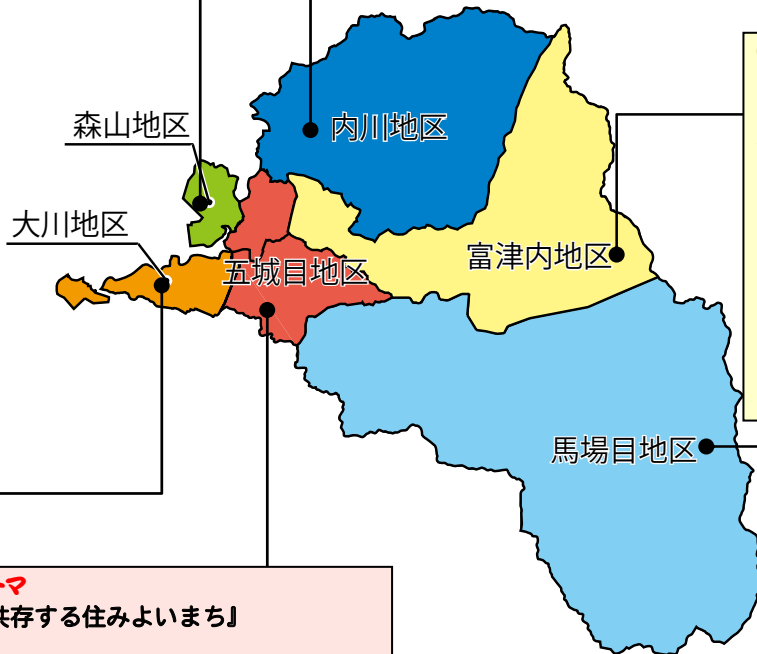
- ・五城目町の中心市街地として、にぎわいの再生と産業を支える活力源として維持を図り、住みよい地域づくりをめざす。
- ・まちなかの魅力回復や既存の都市基盤の有効活用、道路網・生活排水処理施設・街区公園の整備等を進め、にぎわいのある中心市街地の形成をめざす。
- ・戸村堰緑地などの水辺は「潤いや憩いの場」「貴重な資源」「五城目町の憩いの場」のモデルとし、保全・活用していく
- ・交通ネットワークの拠点として乗り降りしやすい環境の整備をめざす。

◎馬場目地区まちづくりのテーマ

『馬場目川の源流と日本の原風景が共生するまち』

☆まちづくりの基本方針

- ・広域的な交通網により利便性が向上する地域として、今ある観光資源などの自然の恵みを活かし共生する、快適で住みよいまちづくりをめざす。
- ・点在する集落においては、生活に密着した都市機能の集積を図り、生活利便性の向上をめざす。観光資源を地域の貴重な資源として利用促進を行う。



5. まちづくりの実現化方策

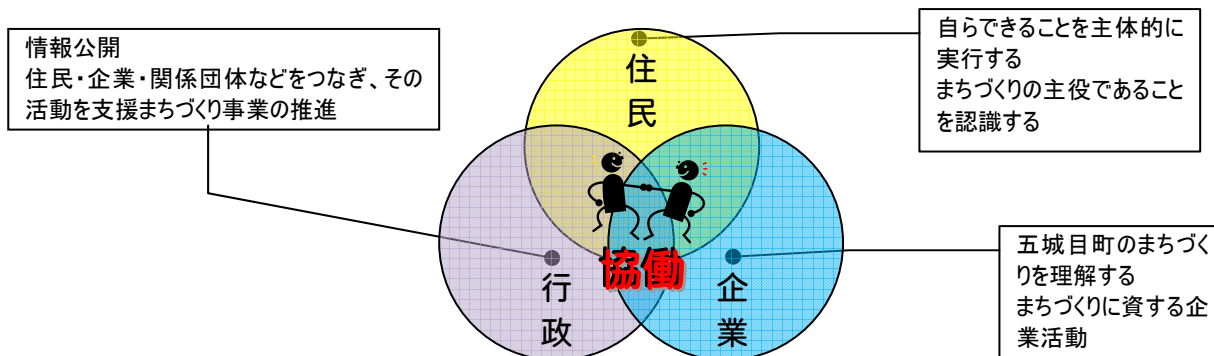
～住民、行政、民間事業者が協働してまちづくり～

地域の実情や社会的・経済的状况等を勘案し、実現化のためのさまざまな手法を活用しつつ、住民の積極的な参画による行政・民一体となったまちづくりを行うことが重要である。まちづくりの基本理念として掲げている「伝統とにぎわいが共生する 心やすらぐ 自然の郷 五城目」をふまえ、住民、行政、民間事業者が協働してまちづくりを進めていく。

「みんなで創る」まちづくりの推進

- ◆情報提供や公園や道路などの身近な生活空間づくりを協働で行うまちづくりの場づくりを実践する。
- ◆まちづくりに貢献する活動（NPOやボランティア）に対してまちづくり活動の支援に取り組む。
- ◆地域のリーダーとなって、まちづくりを推進する住民など、まちづくりの担い手となる人材を育成する。
- ◆学校教育の場でまちづくりに関する学習の場を提供するなど、学校教育、地域や家庭との連携を推進する。

【協働によるまちづくりの役割分担（イメージ）】



優先施策

都市計画マスタープランで検討した施策の中で、住民の要望や緊急性、重要性の高い施策を「優先施策」として設定した。

優先施策一覧

- 都市的土地利用の適正なコントロールのための「用途地域の見直し」
- 長期未着手の「都市計画道路の見直し」
- 「中心市街地の活性化」
- 地域の魅力を高める「景観づくり」
- 耐震改修促進計画に基づく「公共施設等の調査・改修」等の実施



五城目町都市計画マスタープラン 概要版
平成 23 年 5 月

五城目町

〒018-1792 秋田県五城目町西磯ノ目1丁目1の1
TEL:018-852-5263 FAX:018-852-5368

ホームページ <http://www.cs.town.gojome.akita.jp/>